

令和6年8月9日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

環境配慮型コンクリートを利用した建築物に関する規制の在り方について（案）
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年3月29日（金）から4月29日（月）までの期間において、環境配慮型コンクリートを利用した建築物に関する規制の在り方について（案）に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○環境配慮型コンクリートを利用した建築物に関する規制の在り方について（案）に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※6の個人・団体から合計14件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1. R C造基準を適用可能な材料と新たな基準が必要な材料の考え方の整理・明確化について		
1	国立研究開発法人 国立環境研究所の報告書においても「環境配慮型コンクリート」の取扱いが整理されている。「環境配慮型コンクリート」の分類は同一のものになるのか。	本報告書では、「環境配慮型コンクリート」の建築基準法における取扱いの方針を整理してお示ししています。本報告書で示した分類は国立研究開発法人国立環境研究所の報告書の分類とは異なります。
2	報告書において検討しているコンクリート材料は中性化やひび割れが従来のコンクリートと同等という位置づけか。	報告書においては、性能が従来のコンクリートと同等ではない材料も含めた様々なコンクリート材料を想定し、それぞれの性能や品質に応じた管理方法や確認方法等の考え方をお示ししております。
3	プレキャストコンクリート工場で製造される環境配慮型コンクリートも法第37条の規定に基づく大臣認定（以下、「法第37条認定」という）の審査対象として扱うことが可能か。	本報告書のP14において「環境配慮型コンクリートを用いたプレキャスト製品については、部材品質や材料強度等の確保に関する知見及び実績が十分ではないため、「普通コンクリートと同等の材料であるがJISA5308に適合しないもの(①b)」として法第37条認定を取得したものを、プレキャスト製品として使用することが望ましい。」として示しているところです。
4	法第37条認定の対象範囲を広げるにあたり、例えば、供用期間に応じて、最低限必要な耐久性を定める等を検討してほしい。	今後の参考とさせていただきます。
5	具体的なスケジュールを示してほしい。	令和6年度には下記の対応を予定しています。 ・鉄筋コンクリート造関係規定（以下、「RC造基準」という）を適

		<p>用可能な材料と新たな基準が必要な材料の考え方を整理・明確化 ・セメント不使用でも R C 造基準を適用可能な材料の法第 37 条認定の対象化</p> <p>なお、R C 造基準が適用できない材料については、上記の対応の後、実績を踏まえて対応を行うことを考えております。</p>
6	規制の合理化に加えて、環境配慮型コンクリートの利用を促すような枠組みの構築が必要である。	今後の参考とさせていただきます。
2. モニタリング等の措置を条件とする法第 20 条の規定に基づく大臣認定（構造耐力）（以下、「法第 20 条認定」という）について		
7	モニタリング等の条件を付して新材料等を採用した建築物において、モニタリングの結果に問題が生じた場合はどのような取扱いになりますか。	モニタリング等の措置を条件とする法第 20 条認定においては、モニタリング中に変状等が生じた場合の内容も含めて認定をすることを想定しています。
8	モニタリング等の条件設定方法を明確にしてほしい。	材料性能の把握状況に応じて、モニタリング等の措置を条件に付すこととしています。モニタリング等の措置の考え方については、令和 6 年度に検討・整理の上、周知する予定です。